

令和2年度大江町事業承継・雇用継続奨励金給付事業実施要綱

(目的及び給付)

第1条 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者の事業継続と雇用を守るため、事業を承継する者に対し、大江町補助金等の適正化に関する規則（昭和56年3月規則第3号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において奨励金を給付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人移住型 県外から移住し、個人事業主の事業を承継した者に対する支援
- (2) 法人譲受型 株式譲渡、事業譲渡、吸収、合併等により法人の事業を譲り受け、事業を承継する者に対する支援
- (3) 大企業 別表に掲げる企業

(給付対象者)

第3条 個人移住型の奨励金の給付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和2年7月3日時点で県外に居住している者
- (2) 令和3年2月26日までに県内に移住した者
- (3) 令和2年7月3日から令和3年2月26日までに個人事業主の事業を承継した者
- (4) 事業を承継した後、半年間雇用従業員数を維持する者

2 法人譲受型の奨励金の給付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 大企業でない者又は大企業の経営にたずさわる者でない者。
- (2) 県外企業でない者又は県外企業の経営にたずさわる者でない者
- (3) 県内に本社を置く法人（中小企業・小規模事業者に限る）の事業を株式譲渡、事業譲渡、吸収、合併等により譲り受け事業を承継する者。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア グループ企業間で事業を譲り受ける場合

イ 三親等内の親族間で事業を譲り受ける場合

- (4) 令和2年7月3日から令和3年2月26日までに事業の承継に関して最終合意した者
- (5) 事業を承継した後、半年間県内事業所の雇用従業員数を維持する者

3 個人移住型及び法人譲受型のいずれの場合も、次の各号のいずれかに該当する者は給付の対象外とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営

業」を行う事業者、及び当該事業を行う事業者から事業を承継する者

(2) 次のいずれかに該当する者、及び次のいずれかに該当する者から事業を承継する者

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）

ウ 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員等である者

エ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与している者

オ 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用して利用している者

カ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

キ その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

（奨励金の額）

第4条 奨励金の額は、次のとおりする。

(1) 個人移住型 50万円

(2) 法人譲受型 100万円

（給付の申請）

第5条 奨励金の給付を受けようとするときは、給付申請書（様式第1号）に加え、次の各号に定める書類を令和3年2月26日までに町長に提出しなければならない。

(1) 個人移住型の書類

ア 事業承継の基本合意に関する届出書（様式第2号）

イ 承継者の身分証明書の写し（運転免許証、保険証、マイナンバーカードなど）

(2) 法人譲受型の書類

ア 基本合意書の写し又は事業承継の基本合意に関する届出書（様式第2号）

イ 法人の登記事項証明書

ウ 法人の株主名簿の写し（原本証明をしたもの）

エ 法人の直前の事業年度に係る決算書の写し

(3) 共通の書類

ア 奨励金振込先口座の写し

イ 給付の対象外となる者でないことの誓約書（様式第3号）（被承継者と承継者の双方からの提出を要する）

(給付の決定)

第6条 町長は、前条の規定により給付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認められるときは、速やかに給付の決定を行い、対象者に通知するものとする。

(事業承継の中止)

第7条 前条の規定により通知を受けた者が、予定していた事業承継を中止する場合は、事業承継中止承認申請書(様式第4号)を町長へ提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 第6条の規定により通知を受けた者は、次の各号で定める日から起算して30日を経過する日又は令和3年3月5日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第5号)を町長へ提出しなければならない。

- (1) 個人移住型 承継者が開業届を提出した日又は移住した日のいずれか遅い日
- (2) 法人譲受型 法人の譲受に関して合意し契約書を締結した日

2 前項の実績報告書には、次の各号に定める書類を添付するものとする。

(1) 個人移住型の書類

- ア 承継者の移住後の住民票の写し(移住する前の住所の記載のあるもの)
- イ 被承継者の廃業届の写し(税務署の受付印のあるもの)
- ウ 承継者の開業届の写し(税務署の受付印のあるもの)
- エ 承継直前の雇用従業員数証明書(様式第6号)

(2) 法人譲受型の書類

- ア 最終合意契約書の写し

(3) 共通の書類

- ア 雇用従業員数の維持に関する誓約書(様式第7号)

(額の確定等)

第9条 町長は、前条の規定により実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、次の各号に定める要件に適合すると認めたときは、給付すべき奨励金の額を確定し、給付対象者に通知するものとする。

(1) 個人移住型の要件

- ア 承継者が県外から移住していること
- イ 被承継者が廃業していること
- ウ 承継者が開業したこと

(2) 法人譲受型の要件

- ア 法人の譲受に関して最終合意し、契約書を締結したこと

2 町長は、前項の規定により額の確定をした日から30日以内に補助金を支払うものとする。

(状況の報告)

第10条 法人譲受型の奨励金の給付を受けた者は、譲受に関する手続きが完了し、事業を承継した日から起算して30日以内に、事業承継状況報告書(様式第8号)に承継直前の雇用従業員数証明書(様式第6号)を添付して、町長に報告しなければならない。

2 奨励金の給付を受けた者は、事業承継後6か月を経過した日の雇用状況を雇用状況報告書(様式第9号)により、同日から起算して30日以内に町長に報告しなければならない。

(奨励金の返還)

第11条 町長は、前条第2項の報告における雇用従業員数が、事業承継直前の雇用従業員数に比して減少している場合は、奨励金の返還を命ずるものとする。ただし、特別な事情があると町長が認める場合はこの限りではない。

2 町長は、奨励金の給付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、給付の決定を取り消し、奨励金の返還を命ずるものとする。

(1) 法人譲受型の奨励金の給付を受けた者が、給付の日から起算して6か月以内に事業承継を行わなかったとき

(2) 偽りその他不正の手段により奨励金の給付を受けたとき

(書類の保管)

第12条 奨励金の給付を受けた者は、給付に係る証拠書類を、給付年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年7月21日から施行する。

別表（大企業の定義）

業 種	以下のいずれも満たすこと	
	資本金等の額	従業員数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種 （②～④を除く）	3億円超	300人超
②卸売業	1億円超	100人超
③サービス業	5千万円超	100人超
④小売業	5千万円超	50人超